

## 議案第8号 令和6年度事業計画案承認の件

### 基本方針

令和6年4月1日、相続登記の申請義務化を含む改正不動産登記法が施行されたことにより、相続登記への関心が高まっている。

また、令和5年4月1日には、所有者不明土地に関する民法・不動産登記法改正の1つである所有者不明土地・建物管理制度も施行されており、固定資産税の滞納に伴う税金の徴収や空き家対策等に困っている国をはじめとする官公署が、それらの問題解決に本格的に取り組み始めている。

それらの取り組みもあり、最近、嘱託登記を伴わない相続人調査業務や、財産管理人選任申立書作成等の裁判所提出書類作成業務を依頼したいと考えている官公署が増えている。その一方で、公嘱協会の目的は、司法書士法第68条において「不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与すること」とされ、現行法では、公嘱協会が嘱託登記を伴わない相続人調査業務や裁判所提出書類作成業務等の受託をすることはできないと解されている。

今後も官公署が依頼したいと考えている嘱託登記を伴わない相続人調査業務や、裁判所提出書類作成業務を公嘱協会が受託出来ないとする、更なる受託減少につながり、公嘱協会の存続自体さえ危ぶまれるおそれがある。

当協会としても、令和6年度は、司法書士法改正に向けた日本司法書士会連合会、日本司法書士政治連盟をはじめとする各関連団体の活動を注視するとともに、他県の公嘱協会との情報共有を行うなど、司法書士法改正による業務権限の拡大に向け、積極的に取り組んでいく。

広報活動については、令和6年度は、令和5年度に引き続き、本会をはじめとする関連団体、土地家屋調査士協会との連携、協力を図りながら、研修会の企画、対外向けの広報誌（「KOSHOKU LETTER」）の発行等により、積極的な周知、広報活動を行っていく。また、対内的には本会が行う研修枠を使った研修会の開催、「THE KOSHOKU TIMES」の発行等により、官公署側に期待される知識の習得を図っていく。

令和6年度も引き続き継続して行われる長期相続登記等未了土地解消作業については、これまでの受託、経験により、本作業に必要な体制が十分構築されていること、この作業に従事した多くの社員が存在することを生かしながら、社会的意義が高い本事業に対し、使命感をもって引き続き取り組んでいく。

受託推進活動としては、相続人調査業務を含めた基本契約への切り替えや、新規受託先との契約締結を目指すとともに、毎年「静岡県嘱託登記事務委託料参考単価表（以下、「単価表」という）」を発表している静岡県交通基盤部建設経済局公共用地課に対して、発表する単価表の中に「相続人調査業務」を加えてもらう依頼を継続して行い、単価表を参考にしている官公署からの相続人調査業務の依頼の増加に繋げていく。

当協会をはじめとする公嘱協会に対し、官公署が求めるものは、単に嘱託登記を行うことにとどまらず、相続人調査業務や裁判所提出書類作成業務といった業務も行うことができる能力に変わってきている。引き続き、社員各位のご協力をお願い申し上げます。

## 第1 基本契約締結先の拡大

受託関係のない官公署や、ここ数年で随意契約を締結した官公署に対し、令和5年度に引き続き、相続人調査業務を足掛かりとし、基本契約の締結を積極的に推進することで、官公署との継続した関係構築、受託拡大につなげる。

《総務委員会を中心に全体で対応》

## 第2 契約単価項目の変更推進

令和5年度に引き続き、基本契約を締結いただいている官公署に対して、相続人調査項目を含めた契約に切り替えていただくことを推進し、相続人調査業務の受託拡大と、これによる官公署とのさらなる信頼関係構築を目指す。

《総務委員会を中心に全体で対応》

## 第3 業務範囲拡大への検討

公嘱協会としての権利能力（司法書士業務について当協会の受託の可否）について調査、研究を行うとともに、現在公嘱協会直接受託出来ない財産管理人選任申立書類作成等、司法書士法改正を含む業務範囲拡大に向け、他県の公嘱協会との協議会（情報交換会）の実施を検討する。

《全体で対応》

## 第4 長期相続登記等未了土地解消作業への対応

令和5年度に引き続き、使命感をもって本作業に取り組む。

- ・令和6年度の入札対応

応札を前提として、令和5年度までの反省点、改善点を検証した上で、令和6年度の本作業入札、応札、落札後の円滑な作業開始に備える。

《特措法対応委員会を中心に全体で対応》

## 第5 土地家屋調査士協会との共催で行う研修会等の検討

例年、土地家屋調査士協会との共催で行ってきた「用地買収問題シリーズ研修会」の開催の継続を含め、民法・不動産登記法改正の解説等官公署職員が求めているテーマ、講義内容を検討し、官公署職員にとって有意義な研修を行うことで、両協会の必要性を感じてもらい、新規受託につながる研修会の開催を検討する。

《研修委員会、企画・広報委員会を中心に全体で対応》

## 第6 内部向け研修会

### ① 会員向け研修会の実施（本会での研修枠を活用予定）

令和5年度と同様に、本会からの要請に応じる形で、または、本会と共催の形式で、当協会の企画による研修会を開催する。

### ② 社員向け研修会（総会前研修会）の実施

近年中止していた社員向け研修会（総会前研修会）について、新型コロナウイルス感染症の影響が弱まったことから久しぶりに開催する。なお、本研修会については、研修単位付与との関係及び本会会員全体にも関りのある内容であることから、当協会の社員以外の会員の参加も可能とし、本会との共催による「会員特別研修」として開催する。

#### 総会前研修会 開催概要

開催日時 令和6年6月29日(土) 14:00～15:00

テーマ 「公共嘱託登記の権限拡大の方向性と必要な法改正について  
～すべての土地について真の所有者が分かる社会のために～」

講師 白井聖記氏

会場 静岡県司法書士会館 4階司ホール

開催方法 会場（静岡県司法書士会館 4階司ホール）での集合研修  
及びWeb（Zoom）による同時配信の併用

《研修委員会》

## 第7 入札対応

- ・ 県内案件については、これまでの情報をもとに落札価格を検討し、入札に向けて対応する。
- ・ 県外案件については、他県公嘱協会の存在等を考慮し、応札についての判断基準を慎重に検討したうえで対応する。
- ・ 入札情報の入手と応札手続きを適正かつ迅速に行う体制の整備
- ・ 県内契約情報の適時更新

《総務委員会》

## 第8 事務局対応

- ・ パート職員（長期相続登記等未了土地解消作業で雇用）の人事対応
- ・ 公嘱管理システムの活用による事務の効率化
- ・ 事務局、職員の負担軽減のための検討、解決
- ・ インボイス制度への対応

《総務委員会》

## 第9 事件配分の適正管理

- ・配分委員による配分運営の管理
- ・浜松地区の配分委員との情報交換を行うシステムの構築とマニュアル作成
- ・配分委員に対する通信費（配分1件につき金500円）の支給
- ・相続人調査業務を担当した配分委員への特別手当の支給

《総務委員会》

## 第10 広報活動

### ①対外広報

- ・「KOSHOKU LETTER Vol. 1. 12」の発行
- ・ホームページを活用した情報公開

### ②対内広報

- ・「THE KOSHOKU TIMES」の定期的な発行
- ・本会通信へ毎月寄稿（公嘱だより）

《企画・広報委員会》